

上郡町記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和4年4月11日	2 枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：福井 TEL：0791-52-1111 FAX：0791-52-5172

「上郡ワイン等農産品活用特区」の認定を受けました

上郡町の農産品を活用した濁酒、果実酒、単式蒸留焼酎、リキュールの製造および提供を通じて、地域ブランド力の向上、農業の6次産業化を促進する構造改革特区計画「上郡ワイン等農産品活用特区」が認定されました。これにより、地域活力の向上を図るとともに、関係人口や移住・定住者、就農者の増加を目指します。

■概要

1. 認定日：令和4年4月4日（月）
2. 特区の名称：上郡ワイン等農産品活用特区
3. 特区の範囲：上郡町全域
4. 特定事業：①特定農業者による特定酒類の製造事業 707（708）
②特産酒類の製造事業 709（710、711）

■今回の特区認定で可能になること

お酒の製造には酒税法に定められた免許（酒類製造免許）を受ける必要があります。免許の取得に当たっては、最低製造数量基準を超えることが要件になります（例：ワイン等の果実酒では年間6,000リットル以上製造すること）。今回の特区認定により、次のことが可能となります。

①特定農業者による特定酒類の製造事業 707（708）

特定農業者（農家民宿や、農家レストラン等を営む農業者）が、自ら生産した米や果実を原料として醸造酒や果実酒を製造する場合は、酒類製造免許の最低製造数量基準が適用されません。

②特定酒類の製造事業 709（710、711）

上郡町内で生産された特定の特産物を活用し、単式蒸留焼酎、果実酒、リキュールを製造する場合に、酒類製造免許の最低製造数量基準が引き下げられます。

■お酒の製造・販売に必要な手続き

お酒の製造や販売には、必要な施設の整備や免許の申請など、酒税法や食品衛生法に関する手続きが必要となります。また、特区活用が可能となる果実や特産物は指定を受けたものに限りです。

特区を活用して、お酒の製造・販売を検討されている方や、対象となる農産品を確認したい方は、農林振興課にご相談ください。

■問い合わせ先

- 特区認定に関すること 企画広報課（担当：松田）

TEL：0791-52-1112 / FAX：0791-52-5172

- 特区の活用に関すること 農林振興課（担当：岡田）

TEL：0791-52-1116 / FAX：0791-52-6015

住所：上郡町大持278番地

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町

上郡ワイン等農産品活用特区

都道府県名：	兵庫県	
申請主体名：	兵庫県赤穂郡上郡町	
区域の範囲：	兵庫県赤穂郡上郡町の全域	
特区の概要：	上郡町は、人口減少や農業の担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増加などにより、町の地域活力の低下が懸念されている。 本特例措置を活用することにより、どぶろく、ワインなどの新商品の開発が可能となり、地域ブランド力の向上につながる。加えて、町内で栽培される農産品全体の六次産業化を促進することにより、地域活力の低下を防ぐとともに、関係人口の増加や移住・定住者、就農者の増加を目指す。	
適用される規制の特例措置：	・ 特定農業者による特定酒類の製造事業 ・ 特産酒類の製造事業	



○収穫祭の様子



○ぶどうの発芽